

離婚協議書①

-離婚時年金分割制度の概要を知ろう-



離婚時年金分割制度とは



1. 日本の「働く女性を支える」制度は他の先進諸国と比しても十分とは言えません
2. 特に、仕事と育児の両立は極めて厳しい環境にあります
3. 結果として、専業主婦になり、3号被保険者となり扶養範囲内でのパート収入調整をする方も多く見受けられます
4. もし、このような環境が長期間に亘る主婦が離婚するに至った場合、妻の老後の年金が少なくなってしまうという問題がありました

平成19年に導入された「離婚時年金分割制度」とは、
夫婦が婚姻中に納付した年金保険料記録を
離婚時に分割し、その「付け替え」の手続きをする
法律で定められた制度です

離婚時年金分割の注意点



1. 年金受給資格

* (納付済期間 + 免除期間 \geq 10年) が必要

2. 年金分割手続の期限

* 原則2年以内に年金事務所で年金分割手続が必要

3. 分割対象年金の種類 = (厚生年金 or 共済年金)

* 国民年金 / 厚生年金基金 / 国民年金基金は対象外

* 婚姻期間 = 個人事業主の妻は、年金分割が出来ない

4. 分割対象年金の期間 = (婚姻期間中の保険料納付実績分)

* 結婚前の期間 / 離婚後の期間は対象外

5. 別居期間の取扱

* 財産分与の考え方とは異なる

* あくまでも、老後の所得補償を目的としている

“合意分割”と“3号分割”の違い



項目	合意分割	3号分割
趣旨	<ul style="list-style-type: none">● 夫婦双方が婚姻期間において、厚生年金or共済年金に加入した期間があること● 多く納めた側から、他方の側に付け替える	<ul style="list-style-type: none">● 厚生年金に加入する配偶者の被扶養配偶者(主として専業主婦)を対象とする● 弱気立場の救済=老後の所得補償
夫婦間の合意	<ul style="list-style-type: none">● 「年金分割すること」「分割の割合」について、夫婦間の合意が必要	<ul style="list-style-type: none">● 夫婦間の合意は不要
年金分割の割合	<ul style="list-style-type: none">● 分割割合の上限=1/2まで	<ul style="list-style-type: none">● 自動的に1/2
年金分割の対象期間	<ul style="list-style-type: none">● 平成19年3月以前も含めた婚姻期間	<ul style="list-style-type: none">● 平成20年4月以降の結婚期間中で、● 3号被保険者期間
年金分割の対象離婚日	<ul style="list-style-type: none">● 平成19年4月以降の離婚が対象	<ul style="list-style-type: none">● 平成20年4月以降の離婚が対象